

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式）】

業務名称： ブータン国サルパン・ゲレフ地域センター計画
策定プロジェクト詳細計画策定調査（一般競争入札（総合評価落札方式））

調達管理番号：20a00400

- 第1章 入札の手続き
 - 第2章 特記仕様書
 - 第3章 技術提案書作成要領
 - 第4章 経費積算に係る留意事項
 - 第5章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項
 - 第6章 契約書（案）
- 別添様式集

注）本案件の技術提案書の提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。
詳細については「第1 7.入札書・技術提案書の提出」をご確認ください。

2020年8月26日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

第1章 入札の手続き

1. 公示

公示日 2020年8月26日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ブータン国サルパン・ゲレフ地域センター計画策定プロジェクト
詳細計画策定調査（一般競争入札（総合評価落札方式））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、入札書において、消費税を加算して応札金額を提示してください。

(4) 契約期間（予定）：2020年11月中旬から2020年12月下旬

上記の契約履行期間を分割する想定はありません。

なお、新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

担当者：契約第一課 村上幸枝 Murakami.Yukie@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部都市・地域開発グループ第二チーム

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（入札書の提出期限日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（入札会での落札宣言日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（入札会での落札宣言日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届の、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約締結までに確認します。

6. 入札説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：2020年9月4日（金）正午まで
- 2) 提出先：上記4. 窓口
- 3) 提出方法：電子メール

（公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。）

（2）質問への回答

上記（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- 1) 2020年9月10日（木）までに以下の機構ウェブサイト上に掲示します。
（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

（3）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

7. 入札書・技術提案書の提出

（1）提出期限：2020年9月18日 12時

（2）提出方法：

技術提案書・入札書（押印付）とも、電子データ（PDF）での提出をとします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明

書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- (3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4) 提出書類：技術提案書／入札書
- (5) 技術提案書の無効
次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。
 - 1) 提出期限後に技術提案書が提出されたとき
 - 2) 提出された技術提案書に記名、押印がないとき。ただし、コロナウイルス感染拡大の影響により、在宅勤務等で、社印又は代表者印の押印が困難な場合は、電子データでの送付時に責任者から送付いただくか、責任者を CC に入れて送付いただき、メール本文内に責任者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。
 - 3) 同一者から2通以上の技術提案書が提出されたとき
 - 4) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 技術提案書の審査結果の通知

技術提案書は、当機構において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、2020年10月9日（金）までに、電子メールに添付した文書をもってその結果を通知します。2020年10月12日（月）午前までに結果が通知されない場合は、上記4. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。

入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、当機構にて責任をもって削除します。

9. 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日時：2020年10月16日（金）11時～
- (2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構内 会議室
*注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。
詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。*
- (3) 競争参加者の出席
競争参加者の出席を求めますが、競争参加者が入札に参加しなかった場合においても、入札書等は有効なものとして取扱います。
- (4) 再入札の実施
すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は、再入札を実施します。1 回目の札に対するパスワードを送付したメールへの返信で詳細を連絡します。（詳細については、12. 入札会手順等（1）6）を参照）
- (5) その他

入札会后、落札した社からは技術提案書と入札書の原本を提出いただきます。

10. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価(円)(消費税込)をもって行います。
- (2) 入札価格(消費税を除く。)は、千円単位とします。千円未満の端数がある入札価格が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。
- (3) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (4) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (5) 入札保証金は免除します。
- (6) 入札(書)の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 記名押印を欠く入札

ただし、コロナウイルス拡大の影響により、在宅勤務等で社印又は代表者印の押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データでの送付時に代表者から送付いただくか、代表者をCCに入れて送付いただき、メール本文内に代表者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。

- 4) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- 5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 6) 明らかに連合によると認められる入札
- 7) 同一競争参加者による複数の入札
- 8) 条件が付されている入札
- 9) その他入札に関する条件に違反した入札

11. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、

配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「評価表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点(小数点第1位まで計算)とします。

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

(3) 価格評価の方法

価格評価点は、入札金額（応札額）が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る入札金額については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【入札金額が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【入札金額が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

なお、予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点と価格評価点80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が高いこと

12. 入札会手順等

(1) 入札会の手順

1) 技術点の発表

競争参加者各社の技術評価点を発表します。

2) 開札及び入札書の内容確認

既に提出されている入札書電子データのパスワードを e-koji@jica.go.jp へ送付していただき、入札書を開封し、記載内容を確認します。

3) 入札金額の発表

各競争参加者の入札金額を読み上げます。

4) 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

5) 落札者の発表

入札事務担当者が、予定価格を超えない競争参加者の価格評価点及び技術評価点を算出し、これを合算して総合評価点を確認し、入札執行者がこれを読み上げた上で、「落札者」の発表を行います。

6) 再入札

全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。1 回目の札に対するパスワードを送付したメールへの返信で詳細を連絡します。再入札の連絡を受領後、入札書（PDF）とパスワード（別送）を以下の電子メールアドレス宛に送付をお願い致します。

パスワード送付先メールアドレス：e-koji@jica.go.jp

2回目以降の札の送付に際しても、1 回目と同じ入札書の様式（別添様式集参照）を使用願います。

ただし、コロナウイルス拡大の影響により、在宅勤務等社印又は代表者印の押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データでの送付時に代表者から送付いただくか、代表者を CC に入れて送付いただき、メール本文内に代表者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。

7) 入札途中での辞退

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、e-koji@jica.go.jp へ送付してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(2) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(3) 入札会の終了

3 回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落) 随意契約の交渉をお願いする場合があります。

1 3. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書（「別添様式集」参照）の提出をいただきます。
- (2) 「第6 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」（「第6章 契約書（案）」参照）については、入札金額内訳書等に基づき、両者協議・確認して設定します。

14. 競争・契約情報の公表

本競争入札の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

技術提案書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

15. 誓約事項

技術提案書の提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、技術提案書提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- 1) 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反

社会的勢力」という。)である。

- 2) 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - 3) 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
 - 4) 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - 5) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - 6) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - 7) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - 8) その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して応札者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

16. その他

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) 技術提案書の報酬

技術提案書及び入札書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) 技術提案書の目的外不使用

技術提案書は、本件競争の落札者を決定し、また、契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、技術提案書に記載された情報を提供することがあります。

(4) 不採用の技術提案書の扱い

落札者以外の技術提案書電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となった技術提案書で提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽の技術提案書

技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、

虚偽の記載をした競争参加者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) 技術評価にかかる説明

技術提案書の評価内容については、評価結果の通知日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課 (e-propo@jica.go.jp)宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は最大で30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

以上

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」については、競争参加者が技術提案書を作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、本競争は一般競争入札ですので、原則として特記仕様書の内容は変更できませんが、競争参加者の技術提案書等を踏まえ、誤記の修正や業務内容の具体化を目的とした追記等を行う場合があります。

1. 業務の背景・目的

ブータン国において、農村と都市のバランスのとれた開発を推進することを目的として、JICAは「ブータン国全国総合開発計画 2030 策定プロジェクト」を実施し、2019年に全国総合開発計画 2030 (CNDP2030) が策定された（現在本計画の法案作成中）。ブータン政府は、同計画内で提案された一連の戦略を通じて国土開発を推進していく予定であるが、同計画の中でも重要な戦略の一つとして地域センター構想が提案されている。地域センター構想は、全国的に都市部と農村部のバランスのとれた開発を推進するため、都市部への人口集中に対する有効な緩和策、かつ地域間格差を是正する策とされ、全国5か所が特定されている。

同構想では、同国の中東部・中西部地域におけるサルパン県、ゲレフ市を連携中核都市として、地域センターの一つとして位置づけている。国内第5位の人口を有するサルパン県（2017年調査時：46,004名、2030年：70,633名）は、インドとの国境ゲートを有する経済・社会・商業のハブとしての潜在性や観光、農業、畜産業の観点からの開発効果の潜在性が高いと見込まれている。また同地域には、ブータン国の第12次5ヵ年計画（2018年～2022年）において、ゲレフ国内空港の拡張、ジグメリン工業団地の建設などの開発計画が提案されており、国土開発計画における地域センター構想の実施と共に、同地域の成長の可能性を適切かつ計画的に活かすため、サルパン・ゲレフ地域センターにおける地域開発計画を策定することが期待されている。併せて、同地域開発計画の策定がなされることでブータン国の第13次5ヵ年計画（2023年から2028年を計画年次とする）に成果が反映されることも期待される。

こうした計画の必要性は、公共事業省、サルパン県、ゲレフ市行政においても認識され、2019年にサルパン-ゲレフ間での回廊開発の予備調査がブータン政府によって実施され、サルパン-ゲレフ間回廊の総合的な地域計画が必要であるとされた。

本プロジェクトは、同国内で初の地域計画であり全国のモデルとなること、同国内では希少な平地の利活用を計画する必要があること、国境沿いに位置する貿易都市という戦略的な位置にあることなどからブータン国にとって重要な計画策定となるため、同国の国土開発計画策定や他国への協力経験を有する我が国にブータン政府から協力が要請されたものである。

本事業に係る状況下から、CNDP2030の構想（連携中核都市、地域センター）を具体化するためのサルパン・ゲレフ地域開発計画・空間計画が策定されるとともに、これに基づき、CNDP2030の実現に必要な基本計画（地域開発計画、空間計画）の構成指針を定め、他の連携中核都市への展開のための方策が策定されることを目指すものである。

今次の詳細計画策定調査は、①本格協力実施に必要な情報を収集・整理し、実施方法・留意事項について、計画策定調査結果として取り纏めること、②関連事業を実施する他ドナーとの間で役割分担・連携方針を確認すること、③先方実施機関と協力の枠組みについて確認・協議し、合意文書を締結することを目的に実施される。

2. 業務実施上の留意事項

(1) プロジェクトの概要

調査対象とするプロジェクトの概要は以下のとおり。

1) プロジェクト名称

サルパン・ゲレフ地域センター計画策定プロジェクト（開発調査型技術協力プロジェクト）

2) プロジェクト実施機関

公共事業省定住局（Department of Human Settlement, DHS）

3) プロジェクト実施期間

2021年5月～2023年7月（26か月（要請上の期間）実際の期間は本調査を踏まえた相手国との協議により決定する。）

4) プロジェクト目標等（網かけ箇所は、要請書から追記・修正した内容）

① 上位目標

サルパン県において、都市と地方のバランスの取れた開発が推進される。全体計画の策定とその実施を通じて、サルパン・ゲレフに地域センターを設置し、地域としての強力な特性・個性（Brand identity（要請書））が確立される。

② プロジェクト目標

(a) 以下を実施するために、サルパン・ゲレフの構造計画¹が策定される。

- ・ サルパン・ゲレフ、ジグメリンを工業、農業、森林地域の活気に満ちた地域センターに集約する。
- ・ 全総2030戦略を実施する。つまり、地域センター、包括的なサービス提供、土地利用区分、都市管理エリアなどを取り上げる。
- ・ 経済成長を促進し、経済的機会を生み出し、雇用を創出するため、1つまたは2つの経済的および社会的インフラを開発する。

(b) 以下を実施するために、サルパン・ゲレフの地域開発戦略²が策定される。

- ・ 地域的ブランドが創出される。
- ・ 都市階層およびサービス提供システムの空間構造が策定される。

(c) これら計画策定を通じて得られた教訓・課題を地域センター構想の基本計画・実施方針として取り纏め、他地域への展開の方策がとりまとめられる。（要請書から追記）

③ 成果

¹ CNDP2030にて掲げられているサルパン・ゲレフにおける地域センター構想

² 農業・畜産業・観光ネットワーク・工業団地開発・林業・水資源などの状況を確認し、地域としての個性・特性を活かした戦略

- ・ 成果1：全総2030の構想（連携中核都市、地域センター）を具体化するためのサルパン・ゲレフ地域開発計画・空間計画が策定される。
- ・ 成果2：全総2030の実現に必要な基本計画（地域開発計画、空間計画）の構成指針を定める。
- ・ 成果3：他の連携中核都市への展開のための方策が策定される。

【要請書の記載内容】

③ 成果

- ・ 成果1：地域開発プラットフォームの立ち上げを含む、サルパン県および周辺地域の地域開発戦略が策定される。
- ・ 成果2：サルパン・ゲレフ回廊沿いおよびその周辺の集落を含む、都市の空間計画が策定される。
- ・ 成果3：段階的な計画提案のための投資計画が策定される。
- ・ 成果4：優先プロジェクトの実現可能性調査が実施される。
- ・ 成果5：パイロットプロジェクトが実施される。

(2) 調査対象地への渡航

本業務については、現地への渡航を想定していないが、業務履行期間中に現地への渡航が可能となった場合には、業務の一部を現地渡航して実施することについて、JICAと受注者で協議する。現地渡航を行う場合の旅費等の直接経費については、JICAの内部規程等に基づき、JICAが負担する。

現地渡航をおこなう場合、原則として、JICAの職員が同行する。

(3) 業務履行の確認プロセス

本業務は、「サルパン・ゲレフ地域センター計画策定プロジェクト」の詳細計画策定調査の一環として、JICAが作成する報告書の一部を取りまとめることを目的としていますので、業務履行に当たっては、十分JICAと協議すること。

なお、特に以下の段階においては、必ずJICAと打合せを行ったうえで、完了した業務内容とその後の業務方針について確認を得ることとする。

- 1) 調査計画（オンライン面談、質問票配布等を含む）策定時
- 2) 実施機関・関係機関、他ドナー等への質問票の作成時
- 3) 実施機関・関係機関、他ドナー等への面談実施時、質問票の回収時
- 4) 詳細計画策定調査報告書（案）作成時

(4) 関連するプロジェクトの連携・整合性の確保

JICAがブータン国において実施した「地方行政支援プロジェクト（フェーズ1～3）」（フェーズ1：2003年度～2006年度、フェーズ2：2007年度～2010年度、フェーズ3：2010年度～2014年度）では、地方行政制度の構築支援や地方行政官など関係職員の能力向上、研修教材の作成などを行っている。また、「住民関与を目指した地方行政支援プロジェクト」（2015年度から2020年度）では、住民参画による地方行政の運営モデルの構築や、住民の行政参画に係る政策文書の策定支援などを行っている。これら既往プロジェクトによる地方行政の能力強化や運営モデル構築の取り組みとの整合性に十分配慮する。

(5) ローカルリソースの活用

本業務の実施に当たり、本邦からの遠隔業務となることから、調査全般にわた

って、本項及び「3. 業務の内容」を十分に踏まえ、現地人材の活用方法について技術提案書にて提案すること。現在想定している規模は、ローカルコンサルタント3名であり、現地傭人、再委託のいずれも可とし、契約に含めることとする。想定するローカルコンサルタントの団員構成は以下のとおり。見積りについては「第4章 経費積算に係る留意事項 3. 定額で計上する経費」のとおり、定額にて計上すること。

(想定される現地リソース)

- ・ 全体コーディネート／地域計画・空間計画補佐／組織分析補佐
- ・ 産業政策・地域振興補佐
- ・ 災害リスク分析補佐／気候変動リスク評価補佐／環境社会配慮補佐

(想定される役割・業務)

- ・ 先方政府との各種調整（質問票の配布・回収、資料収集等）
- ・ 関連セクター情報の収集、ドナーへのヒアリング等
- ・ 各種面談・ヒアリングのアレンジ、サポート
- ・ 関連現地サイト状況の映像記録、編集、報告

また、ローカルリソースの活用の際には、以下の事項に留意すること。

- ・ ローカルリソースの安全配慮については、特に留意を行うこと。
- ・ 新型コロナウイルスの状況次第では、ローカルリソースの活動に大幅な制限が生じる場合があること。
- ・ ローカルコンサルタントの行動計画、行動状況については、現地JICA事務所へ都度共有し、安全配慮についてJICA事務所と相談しながら対応を決定すること。

(6) 機構からの便宜供与

JICAのブータン事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

- 1) 実施機関・関係機関との面談実施等について、依頼文書が必要な場合、JICAブータン事務所により支援を行う。
- 2) オンライン面談の実施に当たり、先方の実施機関・関係機関においてオンライン会議環境が確保できない場合、適宜JICAブータン事務所により支援を行う。

(7) ジェンダー主流化ニーズの検討

調査の実施に際しては、男女の役割やニーズの違いを調査の上、それらが明らかになった場合、ジェンダー課題やニーズに対応するための取組みをPDMに反映させる。具体的なPDM反映に際してのステップは以下のとおり。

- ア) プロジェクトの枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- イ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- ウ) ジェンダー視点に立った取組みを担保し、測定するための指標を設定する。

3. 業務の内容

(1) 調査計画の検討

要請書・関連報告書等の資料から要請背景及び内容を把握し、詳細計画策定調査における調査計画、方針（各調査項目の情報収集方法を含め）、面談先、調査実

施スケジュール等を検討する。また詳細計画策定調査報告書(目次案)について、JICA社会基盤部及び他団員と協議の上、取り纏める。

(2) CNDP2030 及び 12 次 5 年計画のレビュー

CNDP2030から派生する国土空間法の法案内容と法制化状況及び12次5年計画の内容把握し、地域開発の政策的な方向性・計画、予算投入規模、実施上の課題などを把握する。

- ア) CNDP2030で特定されている、各プロジェクトの進捗に状況について確認する
- イ) 地域センター構想実現の政策的な方向性
- ウ) 実施促進・モニタリングにおける適切な体制の検討
- エ) CNDP2030策定の前提条件であった人口増加やセクター単位の労働力や情勢の変化について確認する

(3) サルパン・ゲレフ地域計画対象地域の概要の整理

- ア) 計画対象エリア
- イ) 人口・経済指標
- ウ) 開発動向
- エ) サルパン・ゲレフは、地滑り(降雨に起因する)及び洪水の災害リスクが高い。これらリスクの詳細を確認するとともに、緊急時における避難方法・防災取り組み(避難・救護、連絡体制、水・食糧の備蓄など)の現状
- オ) 地域開発上の課題

(4) ブータンにおける国土・都市・農村空間計画体系の整理

- ア) 空間計画の体系と各レベルの計画内容
- イ) 計画基準
- ウ) 空間計画に関連する法律、規定等とその内容

(5) サルパン・ゲレフ地域開発計画策定の方向性

- ア) 策定する地域計画全体のイメージ
- イ) サルパン県及び周辺県における、農業・畜産業・工業団地開発・観光ネットワークなどによる地域振興の形成方策
- ウ) 計画策定における重点事項(ポストコロナ対応を含む)
- エ) 本プロジェクトで想定されるパイロットプロジェクトメニュー(案)

(6) 先方実施機関・関係機関の政策や組織体制・実施能力の確認

先方実施機関・関係機関、地域・空間計画に関する政策や組織体制・実施能力について、以下の点について検討する。

- ・ 地域・空間計画に関連する法制度、政策、計画、政府予算
 - ・ 地域・空間計画に関連する中央省庁・自治体等の設置関連の法律・省令、権限、組織体制(部署体制、人員、能力、予算、関係機関等)
 - ・ 民間コンサルタント等への関連業務発注状況
- 主要な先方実施機関・関係機関について、事前評価や本格協力の実施に係るリスクや留意事項の把握のための情報収集を行う。

(7) 他ドナーの事業の計画・進捗状況の確認

他ドナーの事業の計画・進捗状況の確認を行い、本事業で行う地域計画・空間計画について、他ドナーからの同意を得ながら進めていくことが求められる。現

状把握している他ドナーの事業は以下のとおりであるが、それ以外にも他ドナー等の支援状況等を確認を行う。

- ・ アジア開発銀行
Secondary Towns Urban Development Project (STUDP) を通じた協力により、サルパン県サルパン地区の一部地域で道路及び水道整備等を実施予定。また、ゲレフ空港の拡張整備を実施中である。
- ・ 世界銀行
Food Security and Agriculture Projectを通じた協力により、食料安全の改善を目的として農道や灌漑施設の改修等が行われている。
- ・ インド政府
県内の一部の地域で道路整備等を実施中である。

他のドナーの事業の計画・進捗状況を確認し、事前評価や本格協力の実施に係るリスクや留意事項の把握のための情報収集を行う。特に、他ドナーのプロジェクトにおいて、プロジェクトの遅延や実施内容の変更・中止がある場合、その要因分析を行い、本事業への教訓や本事業での対応方策についても分析を行う。

(8) 本格協力に向けた提言

(2)～(4)の情報収集・検討結果・先方との協議を踏まえ、本格協力において想定するそれぞれの成果・活動の実施方針について、留意事項や提言を取り纏める。

1) 成果1 (CNDP2030の実現) 関連

- ア) 策定する地域計画・空間計画のレベル感、策定主体、主な構成について確認する。特に、地域開発計画に採り入れる、地域の特色を踏まえた地域振興に関する具体的な方策及び災害リスクへの対応方策についての検討方向を提案する。
- イ) 対象地域について、サルパン県の周辺県をどこまで含めるかをその妥当性ととも検討し、先方と確認する。その際に、行政機関の関与の仕方についても検討する。
- ウ) サルパン県、ゲレフ市における都市課題の分析。同分析結果を踏まえた上での分野・課題・地域の優先度付けを行う。
- エ) 成果1の活動に係る先方／日本側実施体制及び日本側投入(案)を検討する。
- オ) 成果1に係る評価指標(案)を検討する。

2) 成果2 (必要な計画の検討・策定) 関連

- ア) 策定する地域計画・空間計画の構成、関連する必要な調査、計画の概要、並びにその縮尺や詳細度について確認する。
- イ) ア)を実施するために必要な人員体制や予算、政府内部での手続きプロセス等を確認する。
- ウ) 成果2の活動に係る先方／日本側実施体制及び日本側投入(案)を検討する。
- エ) 成果2に係る評価指標(案)を検討する。

3) 成果3 (他地域への展開) 関連

- ア) 基本計画策定における中央政府と地方政府の役割分担、予算、法制度等を確認する。

- イ) 対象となる他の候補都市（連携中核都市：4地域）の現状、計画策定の妥当性、ブータン側での策定における課題等を確認する。
 - ウ) 基本計画策定ガイドラインやマニュアルの策定を見据えて、既存ガイドラインや法定計画を確認する。
 - エ) CNDP2030の承認状況等、関連する計画の最新状況について確認する。
 - オ) 成果3の活動に係る先方／日本側実施体制及び日本側投入（案）を検討する。
 - カ) 成果3に係る評価指標（案）を検討する。
- (9) 事業実施に係るリスクの分析及びリスクチェックリストの作成
事業実施に係るリスクに関し、以下の情報収集・分析及び検討を行う。
- ア) ブータン国の政治情勢及び想定されるプロジェクトへの影響（関係する省庁の再編、各省庁の権限や影響力の変化、関連する政策の変更、地方自治制度の変更等）
 - イ) ブータン国におけるCOVID-19の影響及び想定されるプロジェクトへの影響
 - ウ) ブータン国におけるその他のリスクと想定される影響
 - エ) 各リスクに対する対応方策・シナリオの検討
 - オ) リスクチェックリスト改訂案の作成
- (10) 環境社会配慮に関する確認
本事業はJICA環境ガイドライン上、要請内容に基づき環境カテゴリがBに指定されていることから、環境社会配慮面の調査事項について、ローカルコンサルタントと適宜連携して調査を行い、詳細計画策定調査報告書の一項目として結果を取り纏める。具体的な調査項目は以下のとおり。なお、環境・社会面の法制度概要については、2012年時点の情報が先行MPの詳細計画策定調査報告書に整理されている。
- ア) 環境影響評価制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要の調査
 - イ) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮のTOR 案の作成
 - ウ) 情報公開用の環境社会配慮調査結果英文の作成
- (11) 気候変動リスク評価の実施
2019年9月改訂版「気候変動対策ツール（適応策）：気候リスク評価・適応策検討のガイダンス」を参考に、気候リスク評価（ハザード、曝露、脆弱性、気候リスク、適応オプションの検討）を実施し、結果を取り纏める。
- (12) P0（Plan of Operation）案の作成
P0（案）の作成に協力する。
- (13) モニタリング実施方針の検討
各種情報収集・検討及び事前評価の結果を踏まえ、適切なモニタリング実施方針を検討する。
- (14) 本格協力に向けた留意事項・提言の取り纏め及び報告書の作成
本格協力に向けた留意事項や提言を取り纏め、担当分野における詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

(15) 先方政府との合意文書の作成への協力

ブータン政府と締結するR/D (Record of Discussions) 案 (プロジェクト概要・P0含む) の作成に協力する。

4. 報告書等 (成果品)

作成・提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 詳細計画策定調査報告書 (案) (和文及び英文、電子データ) ※成果品とする
- (2) 収集資料一式 (面談録、質問票の回答を含む) (電子データ)
- (3) 環境社会配慮情報公開用資料 (英文、電子データ) ※成果品とする

環境社会配慮に関する作成・提出書類は、シナリオ別に以下のとおり。

シナリオA: 成果1の計画策定に詳細なインフラ開発計画が含まれないことが詳細計画策定調査中に決定した場合 (→調査後に、カテゴリCへの変更を検討する)

- ① 環境・社会面の法制度概要の調査結果 ※ (1) に含めてよい
- ② 情報公開用資料の作成 (環境社会配慮事務手続きマニュアル別添15-2参照)

シナリオB: 成果1の計画策定に詳細なインフラ開発計画が含まれることが詳細計画策定調査中に決定した場合

- ① 環境・社会面の法制度概要の調査結果 ※ (1) に含めてよい
- ② 情報公開用資料の作成
- ③ 計画に含まれる予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮のTOR案の作成 (「環境社会配慮カテゴリB報告書執筆要領」参照) ※ (1) に含めてよい

シナリオC: 成果1の計画策定に詳細なインフラ開発計画が含まれることには合意したものの、その具体的内容までは詳細計画策定調査で確認できないという場合

- ① 環境・社会面の法制度概要の調査結果 ※ (1) に含めてよい
- ② 情報公開用資料の作成
- ③ 環境社会配慮面のパイロット事業選定基準の作成及び実施機関の環境社会配慮能力の確認 ※ (1) に含めてよい
- ④ 環境評価フレームワーク案の作成 ※ (1) に含めてよい

(別紙)

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及びJICAとの協議に基づき、最終確定するものとする。

詳細計画策定調査報告書(案)

第1章 詳細計画策定調査の概要

- 1.1 調査の背景
- 1.2 調査の目的
- 1.3 調査団の構成
- 1.4 調査日程
- 1.5 主要面談者
- 1.6 団長所感
- 1.7 協議結果概要所感

第2章 プロジェクト対象地域の概要

- 2.1 計画対象エリア
- 2.2 人口・経済指標
- 2.3 開発動向
- 2.4 地域開発上の課題

第3章 全国総合開発計画2030(以下、CNDP2030)及び12次5カ年計画のレビュー

- 3.1 CNDP2030 法案、12次5カ年計画の概要
- 3.2 実施状況
 - 3.2.1 ブータン国における法的位置付け、CNDP 法制定の見込み
 - 3.2.2 地域開発の政策的な方向性・計画、予算投入規模
 - 3.2.3 実施上の課題
- 3.3 地域センター構想対象5都市・地域の概況・現状
- 3.5 国土・都市・農村空間計画の体系と各レベルの計画内容・計画基準

第4章 行政システム及び法制度

- 4.1 法律・政策・計画
 - 3.1.1 空間計画に関連する法律、規定等
 - 3.1.2 その他関連する法律・政策・計画
- 4.2 関連する財政状況(政府・ドナー予算等)
- 4.3 関連する各組織の体制及び能力
各項には以下の内容を記載する。
 - 設置関連の法律・省令
 - マンドート・権限
 - 組織体制(組織図・部署体制、人員、能力、予算、関係機関等)
 - 実施する関連事業

- 4.3.1 定住局 (Department of Human Settlement, DHS)
- 4.3.2 サルパン県
- 4.3.3 ゲレフ市
- 4.3.4 その他 (関連省庁、周辺県など、必要に応じて)
- 4.4 中央省庁・地方政府の関係性

第5章 他ドナー・企業・団体等の動向

- 5.1 地域計画分野の事業
- 5.2 空間計画分野の事業
- 5.3 インフラ整備の事業

第6章 環境社会配慮

- 6.1 ブータン国の環境社会配慮に係る法制度・組織
- 6.2 実施機関の環境社会配慮能力
- 6.3 環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準の作成
- 6.4 環境評価フレームワーク案

第7章 本格協力への提言

- 7.1 プロジェクト全体に係る提言
 - 7.1.1 技術協力の体制 (JCC、サブワーキンググループ等)
 - 7.1.2 日本側実施体制・投入規模
 - 7.1.3 他ドナー・企業・団体等との連携方策
 - 7.1.4 ローカルリソースの活用方策
 - 7.1.5 本格協力における工程・スケジュール
 - 7.1.6 モニタリング実施方針
- 7.2 成果1 (CNDP2030の実現)に関する活動の実施方針に係る提言
- 7.3 成果2 (基本計画の検討・策定)に関する活動の実施方針に係る提言
- 7.4 成果3 (他地域への展開方策)に関する活動の実施方針に係る提言
- 7.5 パイロットプロジェクトメニュー案
- 7.6 その他実施上の留意事項

第8章 プロジェクトの事前評価

- 8.1 前提条件・外部条件の分析及び外部要因リスク
- 8.2 各成果・目標の指標 (案)

付属資料

- 1. M/M
- 2. プロジェクト概要・P0案、リスクチェックリスト
- 3. 調査日程
- 4. 面談者リスト
- 5. 面談録一式
- 6. ローカルコンサルタントのリスト
- 7. 収集資料リスト

以上

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書の構成

2.

技術提案書に記載すべき内容・構成と頁数目安は次表のとおりです。

記載事項	頁数目安	
	1社	JV
表紙		
1 コンサルタント等の法人としての経験、能力 (1) 類似業務の経験 <u>類似業務：都市開発・地域開発分野における技術協力プロジェクト及び開発計画調査型技術協力の詳細計画策定調査・事前評価（気候変動リスク評価の経験があると望ましい）</u> (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）	6 1～2	注 1～2
2 業務の実施方針等 (1) 課題に関する現状認識 (2) 業務実施の基本方針 (3) 作業計画／要員計画 (4) その他	5頁以下 5頁以下 3～4 1～2	
3 業務従事予定者の経験、能力等 (1) 評価対象業務従事者の経歴		5／人

注) 共同企業体を結成する場合、「類似業務の経験」は、各社（共同企業体代表者及び構成員）にてそれぞれ記載するため、「6枚×社数（共同企業体代表者及び構成員の社数）」を頁数目安として下さい。

注2) ISO9001等の品質保証システムや語学能力等の認定書は上記頁数の目安には含まれません。

2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

以下、本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおり整理します。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

また、本業務については、現地への渡航を想定していませんが、業務履行期間中に現地への渡航が可能となった場合には、業務の一部を現地渡航して実施する

ことについて、受注者に協議に応じて頂きます。その際の旅費等については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)に基づき、発注者が負担します。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書案」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 約4.0人月

(3) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は、以下の分野を担当する業務従事者を想定していますが、これは発注者が業務量を想定する際に用いた仮定ですので、要員計画策定に当たっては、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切に業務従事者を構成願います。

- ① 業務主任者／地域計画・空間計画／組織分析 (2号) (※評価対象)
- ② 産業政策・地域振興 (3号)
- ③ 災害リスク分析／気候変動リスク評価／環境社会配慮 (3号)

(4) 業務従事者の評価に際しての類似業務／対象国／語学力

評価対象者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／地域計画・空間計画】

- a) 類似業務経験の分野：都市開発、地域開発計画、開発調査型技術協力プロジェクトの事前評価（災害リスク・気候変動リスクに関する業務経験があることが望ましい）
- b) 対象国又は同類似地域：ブータン国及び全途上国（遠隔での調査を想定しているため、過去にブータン国を訪れた経験があり、地理的感覚を有することが望ましい）

c) 語学能力：英語

※総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(5) 評価対象者の制限

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。

評価対象業務従事予定者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体から同意書（自営の場合は本人の同意書）（様式はありません）

ん) を取り付け、技術提案書に添付してください。

(6) 外国籍人材の活用

外国籍人材の活用を認めます。

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。

ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

(7) 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

特になし

2) 公開資料

- ブータン国 全国総合開発計画 2030 策定プロジェクトファイナル・レポート和文要約

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041143.html>

- The project for Formulation of comprehensive development plan for Bhutan 2030 : final report

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041144.html>

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041145.html>

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041146.html>

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041147.html>

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041148.html>

3) 貸与資料

- 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領

Preliminary Study for Sarpang-Gelephu Corridor (公共事業省作成)

3. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下に説明します。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2019年4月)」I. の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。ただし、類似業務実績は3件までとし、様式4-1(その2)を使用してください。

(2) 業務の実施方針等

「第2章 特記仕様書案」について競争参加者が理解した内容や課題認識、業務の基本方針などについて記述して下さい。他の文献等の内容を引用した場合には、その出典・引用元を必ず明らかにして下さい。

1) 課題に関する現状認識

本業務にあたり、現時点で競争参加者が認識している以下の項目について整理の上、記述して下さい。

- ブータン国における地域開発並びに中核地方都市の開発（特サルパン県サルパン・ゲレフにおける地域計画・空間計画）の現状と課題

2) 業務実施の基本方針

「第2章 特記仕様書」で示した内容及び上記1)の課題に関する現状認識の下、競争参加者がどのような方針で業務に臨むのか記述して下さい。

運営面では当該業務実施のために特に配慮すべき実施体制等を、また、技術面では当該業務の目的等を理解した上でどのような事柄に留意し業務を実施するのかを検討した上で記述して下さい。なお、「第2章 特記仕様書」に記載されている調査項目を基にしつつも、調査に期待される成果に鑑み、追加すべき調査事項等あれば、提案して下さい。

特に、本業務では現地への渡航を想定していないため、遠隔での情報収集等の方針等（オンラインによる面談、ローカルリソースの活用等）について、可能な限り具体的に記述してください。

3) 作業計画／要員計画

上記「(2) 業務実施の基本方針」での提案内容に基づき、作業計画と要員計画を記述して下さい。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2019年4月）」I.の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は機構（機構の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。

記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2019年4月）」I.の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

➤ 形式

技術提案書は、A4版（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数を35行程度として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

➤ 構成・分量

「1. 技術提案書の構成」に記載した頁数を目処として作成して下さい。

評価表

評価項目	評価基準(視点)	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験、能力		20
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性並びに実施国の類似性に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務はJICA発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	12
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地支援体制や社外有識者の支援など、業務の質・効率向上のための体制が整備されているか。支援内容が具体的か。 ● ISO9001等の品質保証システムの認証を受けているか。 ● 安全管理、報告書作成体制(校正や翻訳の質を確保するための体制)が整備されているか。 ● 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合は評価する。 	8
2. 業務の実施方針等		40
(1) 課題に対する現状認識	<ul style="list-style-type: none"> ● 提示した課題について、広い視野から全体像が把握されているか。 ● 課題について総花的な記述ではなく、課題の核心を捉えた記述となっているか。 ● 抽象的な記述ではなく、具体的な事例や統計データ等に基づいた記述となっているか。 ● 記述内容について、適切に出典を伴った根拠が示されているか。 	16
(2) 業務実施基本方針の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務の目的及び課題認識等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。 ● 途上国での業務という制約条件を適切に認識した業務実施の実現可能性や作業の具体性が確保されているか。 	10
	<ul style="list-style-type: none"> ● 遠隔での作業が必要となる業務について、具体的で、実現性が高く、効率・効果的な実施方針が提案されているか。 	10

(3) 作業計画の妥当性	● 各作業を適正に実施できる業務フローとなっているか。	4
3. 業務主任者の経験・能力：	業務主任者／地域計画・空間計画／組織分析	40
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。 	20
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。 ● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。 ● 業務従事の長短を考慮する。 	8
ハ 語学力	● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。	7
ニ 業務主任者等としての経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近10年に実施した業務主任経験（副業務主任経験を含む。）にプライオリティをおき評価する。 ● 海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。 	2
ホ その他学位、資格等	● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。	3

第4章 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するに際し、留意すべき点について記載します。競争参加者は、以下に記載される留意点を十分理解した上で、積算を行って下さい。

なお、当機構の「コンサルタント等契約」（本業務に係る契約も「コンサルタント等契約」です。）に係る業務価格の積算の考え方については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2020年4月）（下記URL参照）にて、その基本的な考え方が理解いただけるものと考えます。ただし、本件は入札による選定であり、同ガイドラインの適用対象外ですので、あくまで「考え方」の参考としてご参照下さい。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html

1. 本案件に係る業務量の目途

「第3章 技術提案書作成要領」の2.（2）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

2. 入札金額内訳

落札者に対しては、当該落札金額の内訳を示す入札金額内訳書（「別添様式集」参照）の提出を求めます。入札金額内訳書の作成については次の通りとします。

（1）費目構成

本業務で提出する入札金額内訳書においては、費目の構成を次の通りとします（別添様式1－2参照）。

本業務については、現地への渡航を現時点では想定していませんので、航空賃や現地関連費のうち、日当・宿泊料などの旅費についての計上はないと考えています。

		内 容
I. 報酬		業務を実施・完成させることに対する報酬
II. 直接経費	（1）旅費（航空賃）	本邦又は第三国から対象国への航空賃
	（2）現地関連費	① 旅費（日当・宿泊費） 業務従事者にかかる日当・宿泊料などの旅費 ② 一般業務費（現地支出分） 現地通訳費、車両関連費等の現地で支出する直接経費
	（3）国内関連費	一般業務費のうち、国内で支出する直接経費
	（4）機材費	機材購入費・輸送費等
	（5）再委託費	業務の一部を再委託（下請負）するための経費（機構が認める場合に限る。）
III. 消費税		消費税及び地方消費税

(2) 報酬額の積算

報酬の額は、業務従事者ごとの報酬単価（月額）に業務量（業務人月）を乗じて積算して下さい。

業務人月は、現地業務は拘束日 30 日、国内業務は実働日 20 日で 1 人月として積算して下さい。ただし、本業務については、現地への渡航を現時点では想定していません。

(3) 直接経費の積算

直接経費は、報酬以外に実支出に基づいた支払いとすべき費用を計上して下さい。ただし、実支出の確認は、定額で計上を求める経費を除き、合意された単価に実績（例：渡航回数、現地での業務従事人月等）を乗じて、支払額を確定することを原則とします。

3. 定額で計上する経費

なし。

第5章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項

経費確定（精算）報告書の作成にあたっては、以下を参照して下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/20151013_02.html

1. 数量等の確認を必要とする費用

入札内訳書に記載される内訳別に、数量確認を必要とする費用を以下に示します。数量等確認の有無については、「有」又は「無」の記載のとおりです。

費用項目		数量等実績確認の有無
I. 報酬		無：
II. 直接経費	(1) 旅費（航空賃）	有：渡航回数を確認
	(2) 現地関連費	有：現地業務人月（人日）を確認 注）ただし、現地業務人月に関係しない経費については、数量等の実績確認は行わない。
	(3) 国内関連費	無
	(4) 機材購入費	有：購入された機材の内容と契約終了時の取扱いを確認
	(5) 再委託費	無：

ただし、本業務については、現地への渡航を現時点では想定していませんので、航空賃や現地関連費のうち、日当・宿泊料などの旅費についての計上はないと考えています。

すなわち、現地業務人月に関係する（比例する）現地関連費や機材購入費の計上がなければ（これらの計上がない可能性が高いと考えています。）、本契約においては、業務完了及びのその確認・検査に基づき、契約金額全額が、数量等の実績確認や実支出の確認（証憑書類等の確認）なしに、支払を行うこととなります。「業務従事者の従事計画・実績表」の提出も不要となります。

2. 留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加させる場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合には、契約変更を行うことができます。受注者は、かかる事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

【契約管理について】

本契約についても「業務実施契約における契約管理ガイドライン（2018年5月）」が適用されます。

しかしながら、上述のとおり、契約金額に「精算を要しない金額」が含まれ、これ

ら金額については、同ガイドラインの適用が限定されることとなります。

適用の限定について、同ガイドライン「4. 契約履行プロセスにおける具体的な契約管理」にそって、具体的に記載すると以下のとおりです。

- (1) 契約締結時における確認事項
適用されます。ただし、「4) 要員に係る合意事項」については、入札によって既に契約金額に含まれるべき「報酬」が確定しているため、不要です。
- (2) 業務計画書等の提出
適用されます。
- (3) 費目間流用
定額計上した「直接経費」のみを対象に適用されます。
- (4) その他契約金額内訳に係る事項
定額計上した「直接経費」のみを対象に適用されます。ただし、「5) 旅費の分担について」は、定額計上か否かにかかわらず、適用されます。
- (5) 業務従事者の確定・交代
業務従事者の確定・交代については、「業務従事者の専門性の確認」の視点から確認させていただきます。
- (6) 現地再委託契約
「再委託費」が定額計上した「直接経費」である場合に限り、適用されます。
- (7) 機材調達・管理
「機材費」が定額計上した「直接経費」である場合、適用されます。ただし、「4) 調達した機材の確認」については、定額計上か否かにかかわらず、適用されます。
- (8) 本邦研修受入れ
適用されます。
本邦研修受入れに係る直接経費は、原則、定額計上するよう指示する「直接経費」として取扱われることを想定しています。
- (9) 契約の変更
適用されます。
- (10) 不可抗力
適用されます。
- (11) 業務の完了
適用されます。ただし、「2) 継続契約がある場合の一般業務費の支出」については、当該一般業務費が定額計上した「直接経費」である場合に限りです。

以 上

第6章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称：ブータン国サルパン・ゲレフ地域センター計画策定プロジェクト
詳細計画策定調査（一般競争入札（総合評価落札方式））
- 2 業務地： ブータン国
- 3 履行期間： （西暦で記入）年 月 日から
（西暦で記入）年 月 日まで
- 4 契約金額： 円
（内 消費税及び地方消費税の合計額 円）

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

- 第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。
- （1）業務実施契約約款（以下「約款」という。）
 - （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
 - （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
 - （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

- 第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。
- （1）監督職員： 社会基盤部都市・地域開発グループ第二チームの課長
 - （2）分任監督職員： なし

（「契約金額の精算」条項の変更）

- 第3条 本契約においては、約款第15条第1項に基づき受注者が請求できる金額は次の各号のとおり確定する。
- （1）直接経費のうち、国内関連費、機材費及び再委託費
国内関連費、機材購入費及び再委託費については、契約金額内訳の額をもって金額を確定する。
 - （2）報酬
契約金額内訳の額をもって金額を確定する。
- 2 前項の趣旨を踏まえ、約款第14条（契約金額の精算）及び約款第15条（支払）の規定を次の各号のとおり変更する。
- （1）約款第14条第2項から第6項を削除する。

- (2) 約款第14条第2項に「契約金額をもって「確定金額」とする。ただし、発注者が契約金額内訳書に記載されている費目について、業務の実績や実支出を確認した上で、発注者が支払うべき「確定金額」を定める旨、受注者に指示したときは、受注者は契約履行期限内に経費報告書を発注者に提出し、発注者は当該経費報告書をもって、確定金額を算定し、受注者に通知する。」を挿入する。
- (3) 約款第15条第1項中「前条第5項の規定による確定金額」を「前条第2項の規定による確定金額」に変更する。

(共通仕様書の変更)

第4条 本契約においては、附属書I「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

(1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2020年4月)」を削除する。

(2) 第26条 契約金額精算報告書

本条を削除する。

(3) 第27条 航空賃の取扱い

本条を削除する。

※ 部分払を行う場合。

(部分払)

第〇条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

(1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成

(中間成果品： 第〇次中間報告書)

(2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成

(中間成果品： ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「契約約款(調査業務)」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。

[附属書Ⅲ]

契約金額内訳書

I. 報酬	●●, ●●●, 000円 (内訳別表)
II. 直接経費	●, ●●●, 000円
(1) 旅費(航空賃)	●●●, 000円
1) Cクラス:	●●●, 000円×○往復=●●●, 000円
2) Yクラス:	●●●, 000円×○往復=●●●, 000円
(2) 現地関連費	●●●, 000円
内訳:	●●●, 000円×○. ○人月
(3) 国内関連費	●●●, 000円 (一式)
(4) 機材費	●●●, 000円 (例: 定額計上)
(5) 再委託費	●●●, 000円 (一式)
III. 小計	●●, ●●●, 000円
IV. 消費税等	●, ●●●, ●00円 (10%)
V. 合計	●●, ●●●, ●00円

- 旅費(航空賃)及び現地関連費は、「業務従事者の従事計画・実績表」をもとに数量を確認の上、精算金額を確定する。
- 定額計上した直接経費は、処々に基づき精算する。

別表：報酬内訳

担当業務	格付 (号)	月額(円)	業務人月	金額(円)
合 計				

別添様式集

第 1 入札に関する様式

- 別添様式 1 - 1 入札書
- 別添様式 1 - 2 入札金額内訳書

第 2 技術提案書作成要領に関する様式

- 別添様式 2 - 1 技術提案書頭紙
- 別添様式 2 - 2 技術提案書表紙

(別添様式 1 - 1)

入 札 書

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事 殿

住所

商号／名称

代表者役職・氏名

印

印

案件名

(一般競争入札(総合評価落札方式))

調達管理番号:

標記の件について、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金								0	0	円
---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---

(消費税及び地方消費税●, ●●●, ●00円を含む。)

- * 消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。
- * 上記金額は、定額計上分の●●について、●●, ●●●千円を含むものとします。

以 上

入札書への添付は不要です。落札後、落札者のみから提出を求めるものです。契約金額の内訳を協議するための資料ですので、押印は不要です。

(別添様式 1 - 2)

入札金額内訳書

2000年 月 日

商号／名称

件名：案件名

(一般競争入札(総合評価落札方式))

標記一般競争入札において応札した入札金額の内訳を以下のとおり提示します。

I 報酬	円
II 直接経費	円
(1) 旅費(航空賃)	円
(2) 現地関連費／旅費(日当・宿泊費)	円
(3) 現地関連費／一般業務費(現地支出分)	円
(4) 国内関連費／一般業務費(国内支出分：報告書印刷費等)	円
(5) 機材購入費	円
(6) 再委託費	円
合 計	円
消費税及び地方消費税の合計金額	円
総 計 (入札金額)	円

(別添様式 1 - 2)

I 報酬 円

担当業務	格付 (号)	月額 (円)	作業人月	金額 (円)
小 計				

II 直接経費 円(1) 旅費 (航空賃) 円

担当業務	航空券 クラス (C/Y)	回数	航空賃単価 (円)	金額 (円)
小 計				

(別添様式 1 - 2)

(2) 旅費 (日当・宿泊費) 円

担当業務	格付 (号)	滞在費				金額 (円)	
		日当 (円)		宿泊費 (円)			
		×	=		×	=	
小 計							

(3) 一般業務費 (現地支出分) 円

費 目	内 訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備 考
合 計					

(別添様式 1 - 2)

(4) 一般業務費 (国内支出分 : 報告書印刷費等)

 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(5) 機材購入費

 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(6) 再委託費

 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(別添様式 2 - 1)

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事 殿

《全省庁統一資格業者コード》
《コンサルタント等の名称》
《代表者名》 印

〇〇〇国《案件名》(調達管理番号: XXX)
に係る技術提案書及び入札書の提出について

標記業務に係る技術提案書及び入札書を下記のとおり提出いたします。

提出にあたり、(共同企業体を代表して、)以下の項目について誓約いたします。

- (1) 本案件に関連し、独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程に基づく措置の対象となり得る行為を行わない。
- (2) 現在及び将来にわたって、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定する「反社会的勢力」に該当せず、また関与・利用等を行わない。
- (3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えている。

記

技術提案書

入札書

以上

独立行政法人国際協力機構
〇〇〇国 《案件名》
(調達管理番号 : XXX)
技術提案書

年 月

<全省庁統一資格業者コード>
コンサルタント等の名称

担当者名 :
電話番号 :
FAX 番号 :
e-mail アドレス :
緊急連絡先 :